

分科会報告(要旨)

文書館の機能と性格

——図書館・博物館との関連について——

藤沢市文書館 高 野 修

分科会の報告者としてはもっと適当な方がいると思うが、おまえがやれということなので、私が日常感じていることをご報告してみたいと思う。

私はもとと図書館の司書で藤沢市の図書館に務めていた。その前は学校の教師で学校図書館の司書も兼ねていた。博物館で働いた経験はないが、十年ほど前に藤沢市にある時宗総本山清浄光寺、いわゆる遊行寺に宝物館ができた。その時から、歴史をやっているということで特別研究員として宝物一切の管理をするという経験があるわけである。これが広い意味での博物館とのかかわりといえはいるわけである。

一 文書館とは

私は以上のような経験から図書館と文書館とは異質のものではないかと考えている。そう考えるようになったいきさつをお話したい。私は藤沢市立図書館時代に公文書や行政資料の収集もそうとうにやってきた。そのことをやる中で壁を感じるようになってきた。図書館の中で文書館の業務をやったかどうかという人は、図書館だって、文書館だって似たようなことをやっているではないか、だから図書館でやれるのではないかという。だが図書館と文書館とは異質

なものであって、真面目に、一生懸命にやろうと思えば、図書館の仕事と文書館の仕事とは一緒にはやれない。適当にやろうというのであればやれないことはないが、一生懸命やろうと思えば一緒にはやれないというのが私の実感である。

現在「文書館」という言葉が抵抗なく使われるようになってきたし、今朝から「文書館」という言葉が自然に使われている。しかし、使う人によって受けとめ方が異なるような気がする。それは文書館がつくられた経過にあるように思われる。日本ではまず図書館を母体にしてつくられた文書館がある。埼玉県立文書館はその例である。つぎに県史編さんとか市町村史編さんが主体となってきた文書館がある。藤沢市文書館はその例である。それから博物館がつくられるときに、博物館か文書館かという議論の中で総合資料館的なものがつくられるなかで文書館的なものがつくられるケースである。茨城県立歴史館などはその例かと思われる。だから、これからの話のはじめに、私なりの「文書館」の定義をかかげることにしたのである。私の文書館の定義では自治体の設立する文書館を念頭においており、私的な文書館は定義のなかからはずしている。

私は、文書館とは「各自治体にかかわりのある地域の歴史的資料及び公私の文書、記録類を体系的に収集、選択、整理、保存し、後世に伝えるとともに、これらの記録史料に関する調査研究を行い、広く一般に公開して、地域の文化・行政の発展に寄与することを目的とする機関」と考えている。この定義に問題があるかもしれないが、文書館とは以上のようなものと私は考えている。そして、文書館の中心機能は「多面的な利用を前提とした歴史的価値を有する文書・記録を保存し、地域におけるそれら史料の体系化をはかる」こ

にある。取扱う資料の範囲は「歴史的及び住民の権利証拠としての価値を有する文書・記録——すなわち行政文書、行政資料、古文書、近・現代史料、地域住民の活動を示す資料、郷土文献資料及び関連歴史文献資料、その他」と考えている。以上のように文書館を定義して、その文書館と図書館、博物館との関係はどうなのかということを考えたい。

二 類似機関としての図書館、博物館

図書館の定義であるが、図書館法第二条には「図書、記録その他の必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設」とある。また、博物館については、博物館法第二条で「歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関」と定義している。

図書館のばあい、「図書、記録その他必要な資料」ということであいまいといえばあいまいで、何でも入ってしまう。私ははじめこの定義はすばらしいと思った。ところがこれぐらいぐあいの悪いことではないということに気がついたのである。それは、どういうことかと言うと、何でもやれるということは何にもやれないということなのである。図書館の司書になるためには古文書の整理能力は必要ないのである。図書館で古文書をきちんと整理している館があるが、それは古文書を整理できる能力をもった特定の人がいるばあいであり、その能力に依存してやっているにすぎず、そういう人がいなく

なってしまうばいになってしまふのである。図書館は本来古文書の整理などやらなくてもよい機関なのである。

博物館のばあいは、歴史資料、古文書なら古文書をもっているという点で文書館と共通するところがあるようにみえる。だが博物館では資料を展示するというところが問題なのであって、ねずみの小便のかかったのや、むしりの古文書や、一軒から何千点とでるような近世庄屋文書などでは展示にならない。一点豪華主義というかもっときれいなものでないとなかなか展示にならないのである。いづれにしても展示に必要な資料を収集しているようである。

三 文書館の扱う資料との重なり合いとその限界

図書館は図書を閲覧させるところ、刊行物を扱うところと考えていいと思う。博物館は藤沢市のばあいまだない。三年ぐらいのちに建てる予定で準備を進めているが、博物館のばあいには教育的配慮のもとに見せるところ、あくまでも展示を主としたものと考えている。収集する資料の内容であるが、図書館のばあい郷土資料がある。このばあい郷土資料というのは刊行物、文献であって、なまの文書、原資料ではない。つぎに行政資料、行政資料は行政文書とは異なる。藤沢市のばあい、行政文書は文書館が扱っている。行政資料は文書館でも扱い、図書館でも扱うということになっている。行政資料は文書館に入ってくる。そして図書館において利用させた方がよいのではないかと思うものをわけてやっている。というのは藤沢市の文書取扱規程で、刊行物の印刷は一切文書館長との合議がなければできない規程になっている。したがってこの課が何をどのぐらいの部数、いくらで印刷したか文書館ではわかるようになってくる。それで五冊とか十冊とが強制的に行政刊行物をもらってきて保存、利

用に供し、必要なものは図書館の方へ廻している。図書館では閲覧を目的としており、行政資料の保存は文書館で行なっている。レコードやフィルムは図書館で図書館法の規程によって扱っている。

文書館の扱う資料と図書館の扱う資料とは一部重なってくるものがある。藤沢市のばあい行政文書については重ならない。というのは一切の行政文書は文書館が管理しているからである。藤沢市のばあい、現用文書についても文書課が管理するのでなく、文書館が管理している。これは他の文書館と異なるところである。これはどういう考え方からかというところヨーロッパの中間書庫的な考え方で、かつて文書課がやっていた現用文書の管理についても文書館がやっている。廃棄までも文書館でやっている。したがって図書館とは重ならない。

古文書についても、すでにのべたように図書館では扱えないのである。古文書をきちんと整理している図書館があるのは事実であるが、そういうことが行われているのは、そこに務めている熱心な職員がいるからであって、図書館であるからであるわけではない。くり返すように司書には古文書の整理能力まで要求することはよくであって、古文書をきちんと整理してくれていたとするなら、その職員の好意にゆだねられていたのであり、それに対してわれわれは感謝をすべきであろう。しかしいつまでもそういう状態にしておくのはこくなのであり、今の図書館がそれでいいのだといってやらせていた行政側の責任であり、それでいいのだと思っていた歴史研究者の怠慢ではないかと私は思っている。文書館が必要なのはこの辺にもあるのである。

郷土文献資料、歴史文献資料は文書館でも集めているが、図書館

とダブっても問題はないだろうと思っている。古文書は博物館でも集めているが図書館のばあいと同様に、博物館の職員に古文書をお願いしていたところに問題があるのである。それは文書館というシステムがないからなのだと思う。

四 文書館の役割

文書館の役割とは何か、ということを考えてみると、第一は行政文書の保存ということである。行政文書というと何んだといって安くみられる面があるが、今日作成された行政文書は百年、二百年、五百年後には立派な歴史資料となるのである。ヨーロッパで文書館ができた段階ではその時の行政文書をどうして保存するかが問題であった。そして三百年たてば三百年間の歴史資料をヨーロッパでは持っているというが、けっして驚くべきことではないのである。今作成された行政文書も百年たてば立派な歴史資料となるからである。今われわれがやらなければならないことは行政の持っている行政文書を保存して百年、二百年後の歴史資料とすべきではないかということである。

もう一点はいわゆる古文書である。古文書には古文書の独自の整理方法がある。図書館の十進分類法などをあてはめて古文書の整理など出来るはずがない。そのように考えると古文書をきちんと整理できる専門職がいてはじめて古文書は生かされてくるのであるうと思われる。そういう意味で文書館で働く職員の養成が急務である。国立史料館がやらなければならないことは、そこだと思う。かつて図書館の司書を養成するための養成所があったように、今文書館にとって、また類似施設に働くわれわれにとって、もっとも必要なことは、ちゃんとしたアーキビストを養成する機関としての国立史料

館の位置づけを考えるべきである。それによって文書館の役割もはっきりするだろうと考えている。

わが国の自治体における現状では行政文書の保存は誠に心もとない。それは行政文書の管理ではなくて、その書庫の鍵の管理をしていると言っても言いすぎではない。古文書はこれから発見されることはあっても生産されることはない。それは図書館で保存されようと博物館であろうとできることであるかもしれない。しかし行政文書は図書館や博物館ではなしえない。したがって文書館は行政文書の保存にもっと本気でとり組まなければならないと思う。現状では書庫が行政文書で一ぱいになると文書を捨ててしまっているのである。藤沢市ではそうであった。なぜ行政文書を残すために書庫をつくらないのか。書庫が一ぱいになったといって文書を捨てているようでは、五十年、百年たったときにわれわれは何をやったのか、その記録は何も残っていないことになる。そのようなことにならないためにも、われわれはこれから日々生産される行政文書の保存の重要なこと、文書館の業務は行政文書が中心となるべきであることを強調して報告を終わりたい。